

用語解説

網掛けは今回追加分

【あ行】

ICT（あいしーていー）

Information and Communication Technology の略。情報処理および情報通信に関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。

一般世帯（いっばんせたい）

世帯のうち、①住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者、②間借りの単身者や下宿屋等に下宿している単身者、③会社、官公庁等の独身寮に居住している単身者をいう。

なお、一般世帯以外の世帯には、施設等の世帯（寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者等）がある。

一般道路（いっばんどうろ）

道路法第2条第1項の道路。農道、林道、道路運送法にいう自動車道、港湾道路等の特定の目的のための道路や私道、里道は含まない。

移転促進区域（いてんそくしんくいき）

災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域。

沿岸域（えんがんいき）

海岸線を挟み相互に密接な関連を有する沿岸の陸域と海域を一体としてとらえた範囲

沿岸部（えんがんぶ）

本計画において、県内市町村のうち仙台市（宮城野区・若林区）、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町の2区、14市町をいう。（⇔内陸部）

温室効果ガス（おんしつこうがす）

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出するもの。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

【か行】

開発行為（かいはつこうい）

建築物の建築、土石の採掘、開墾等の目的で行われる土地の区画形質の変更をいう。
なお、建築物の新築、改築等は含まない。

嵩上げ（かさあげ）

津波浸水が想定される区域において、浸水からの被害を防止または軽減するため、土地を一定の高さまで地盤を上げる方法。

環境衛生施設（かんきょうえいせいしせつ）

上水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設、共同墓地及び火葬場をいう。

環境用水（かんきょうようすい）

水質の浄化、親水空間の創出、修景、生態系の保護など自然環境、社会環境、生活環

境の維持改善を図ることを目的とする用水。

基準年次（きじゅんねんじ）

計画の基礎となる年次であり、通常、計画策定時において様々な実績値を網羅的に把握できる直近の年次としている。

共同溝（きょうどうこう）

路面の掘削を伴う地下の占用の制限と相まって、道路の構造の保全と円滑な道路交通の確保を図ることを目的として、2以上の第一種電気通信事業者、一般電気事業者、一般ガス事業者、水道事業者等の公益事業者の電線、ガス管、水管等を收容するため、道路管理者が道路の地下に設ける施設。

研究開発インフラ（けんきゅうかいはいんふら）

大学や試験研究機関等の研究開発施設や設備等のハードとソフトウェアやデータベース等のソフトを一体的にとらえた基盤をいう。

減災（げんさい）

災害時において発生し得る被害を最小化するための取組み。「防災」が被害を出さないことを目指す総合的な取組みであるのに対して、「減災」はあらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとするもの。

原生的な自然（げんせいてきなしぜん）

人の活動による影響を受けたことのない自然又はかつて影響を受けたが現在はその影響がほとんど残っていない自然をいう。

県土（けんど）

土地、水、自然等の県土資源及びこれに人間が働きかけ形成した蓄積の総体をいう。

県土資源（けんどしげん）

土地、水、自然等をいう。地表面そのもの又は地表面に展開し、人間にとって様々な価値をもたらす素材である。

県土の利用区分（けんどのりようくぶん）

宮城県国土利用計画では、農地、森林、宅地等の地目別区分並びに公用・公共用施設用地、レクリエーション用地、低未利用地、沿岸域及び市街地の区分をいう。

県土保全（けんどほぜん）

急傾斜地の崩壊や土砂流失、地すべり、洪水による浸食、堆積、海岸浸食、公害及び鉱害による地盤沈下など、主として地表面における物質移動による土地形状の変化を抑制又は停止させることをいう。

県土保全施設（けんどほぜんしせつ）

治山施設、治水施設、砂防施設、海岸保全施設、急傾斜地崩壊対策施設、下水道施設等をいう。

県土利用（けんどりよう）

土地、水、自然という側面からみて、県土を利用することをいう。土地利用に比較して、県土利用は水や動植物等の利用を含むことから、より広範な概念である。

原野（げんや）

一般的には、人の手が加えられずに長年雑草や灌木類が生えたままの状態に放置され

ている土地。宮城県国土利用計画では、「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」であって、「採草放牧地」又は林野庁所管の国有林以外の土地をいう。

県立自然公園（けんりつしぜんこうえん）

自然公園法等に基づき県が指定するもの。県内には、松島、旭山、蔵王高原、二口峡谷、気仙沼、船形連峰、硯上山万石浦及び阿武隈溪谷の8か所がある。

公園緑地（こうえんりょくち）

公園、広場、墓園など、都市環境の改善と良好な都市環境の形成を図り、都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進など健康で文化的な都市生活を確保するための土地。

公共・公益施設（こうきょう・こうえきしせつ）

電気、ガス、水道、下水道、電話、地下鉄、地下街等の施設をいう。

公用・公共用施設（こうよう・こうきょうようしせつ）

文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設、防衛施設、官公署など公のために設けられた施設をいう。

工業用地（こうぎょうようち）

一般には、工業生産を行うための土地。宮城県国土利用計画では、住宅地との重複等を考慮して、従業員10人以上の事業所の敷地としている。

耕作放棄地（こうさくほうきち）

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。なお、これに対して、調査日以前1年以上作付けしなかったが、今後数年の間に再び耕作する意思のある土地は不作付地といわれ、経営耕地に含まれる。（類）荒廃農地

工場の立地動向（こうじょうのりっちどうこう）

工場の新規立地及び移転の動向。統計資料としては経済産業省「工場立地動向調査」がある。

厚生福祉施設（こうせいふくししせつ）

病院、保健所、福祉事務所など国民の健康で幸福な生活に資する施設をいう。

交通施設（こうつうしせつ）

道路、鉄道、空港、港湾など、交通の用に供される施設。ただし、宮城県国土利用計画の「その他」の利用区分で用いられる場合は道路を含まない。

高度情報通信インフラ（こうどじょうほうつうしんいんぷら）

- ① ファイバーや衛星通信をはじめとするネットワークインフラ、
- ② ①の上に展開し、現実の事務や業務を行うためのシステムやソフトウェア、データベースに蓄積されている情報資源、技術者やユーザー、
- ③ ①及び②に係る諸制度を一体的にとらえた基盤をいう。

国土強靱化（こくどきょうじんか）

強さとしなやかさを備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという発想に基づき大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するもの。国土強靱化基本法の基本理念は、①人命の保護、②国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持、③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、④迅速な復旧復興。

国土調査（こくどちょうさ）

①地籍調査，②土地分類調査，③水調査，④ ①から③までの基礎とするために行う調査。国土調査法に基づく調査であり，本調査により得られる成果は，土地利用計画の策定や公共事業を推進する際の基礎資料としても用いられている。

国立・国定公園（こくりつ・こくていこうえん）

自然公園法に基づき国が指定するもの。県内には，国立公園として三陸復興海岸の1か所，国定公園として蔵王，栗駒，南三陸金華山の3か所がある。

【さ行】

サービス化（さーびすか）

経済社会諸活動における非物的価値の増大をいう。具体的には，第三次産業のような物的な価値ではなく，主として行為に価値を置く業種が拡大する状況をいう。ただし，必ずしも産業の分野に限るものではなく，あらゆる分野でこの傾向がみられる。

災害危険区域（さいがいきけんくいき）

建築基準法第39条に基づき，津波や急傾斜地の崩壊，高潮等自然災害から県民の生命を守るために，居住の用に供する建築物の建築を制限する区域。区域に指定された場合，住宅等の新築や建替え，増改築等が制限される。

再開発（さいかいはつ）

都市において，人口の集中による過密化と不合理な土地利用により生ずる都市機能の低下及び環境の悪化に対応するため，工場の分散，流通業務の再配置，都市施設の整備など都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り，もって良好な市街地環境の創造，都市の安全性の確保，計画的な住宅の供給，住民生活の改善・向上等の公共の福祉に寄与することをいう。

災害（さいがい）

暴風，豪雨，豪雪，洪水，渇水，高潮，地震，津波，噴火等の異常な自然現象や大規模な火事，爆発，放射性物質の大量放出，船舶の沈没等の事故を原因として生ずる被害のこと。これらのうち，暴風，豪雨等の異常な自然現象により生じる被害を「自然災害」という。

再生可能エネルギー（さいせいかのうえねるぎー）

限りがあるエネルギー資源である石油・石炭などの化石燃料に対し，太陽光や太陽熱，水力，風力バイオマス，地熱など，一度利用しても比較的短時間に再生が可能であり，資源が枯渇しないエネルギー。

採草放牧地（さいそうほうぼくち）

農地法第2条第1項の採草放牧地をいう。農地以外の土地で，主として耕作，養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの。なお，ここでいう耕作又は養畜の事業のための採草とは，具体的には肥料及び飼料の材料を得るための採草のこと。

里地里山（さとちさとやま）

奥山自然地域と都市地域の間位置し，様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり，集落を取り巻く二次林とそれらと混在する農地，ため池，草原等で構成される地域概念。

産業・物流インフラ（さんぎょう・ぶつりゅういんふら）

産業集積を促進するための工場，事業場，人材育成施設，物流施設等の基盤。

市街地（しがいち）

宮城県国土利用計画では、国勢調査の定義による人口集中地区（D I D）をいう。都市計画関係では、都市計画法における既成市街地の意味で用いることがあるので注意を要する。

事業用地（じぎょうようち）

事業に必要な土地として企業等が所有しているものをいい、例えば、工業用地、商業用地、物流施設用地、試験研究用地等がこれに該当する。この場合、福利厚生施設等の土地も事業用地に含まれる。

自然維持地域（しぜんいじちいき）

人為的な影響が弱い又は非恒常的であることから、自然が良好な状態で維持されてきた地域であって、かつ、その自然がすぐれた属性を有しており、今後ともそのすぐれた自然環境の維持を図るべき地域。

自然環境（しぜんかんきょう）

日光、大気、水、土、生物等によって構成され微妙な系として国土に存在する植生、野生動物、地形地質等を総称したもの

自然環境保全基礎調査（しぜんかんきょうほぜんきそちょうさ）

自然環境の保全を図るため、国が自然環境保全法に基づいて実施する基礎的な調査。これまでに、植生、野生動物、河川、湖沼、海岸等の自然環境に関する調査が行われている。

自然的土地利用（しぜんてきとちりよう）

農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜等の土地利用を加えたもの。都市的土地利用以外の土地利用を総称したもの。

湿原（しつげん）

地下水位が高く、高湿な条件を好む特有の植物群で覆われた土地をいう。

住宅ストック（じゅうたくすとく）

既存のもの又は新規に供給されることで蓄積される我が国の住宅全体をいう。

住宅地（じゅうたくち）

「固定資産の価格等の概要調書」において、評価地積である住宅用地及び非課税地積のうち都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地とされている土地をいう。

諸機能（しょきのう）

生産機能、商業機能など人間が形成した社会的機能を総称したものである。一般的には、中枢管理機能など高次の機能を意識して用いられることが多い。

人口（じんこう）

当該地域に存在する人の数で、単に人口といった場合、常住人口（夜間人口）を指す。例えば、国勢調査の場合、調査実施時に当該地域の住居に3箇月以上にわたって居住しているか、又は3箇月以上住むことになっている人口をいう。通勤、通学等によって一時的に他地域に存在することになる人々も住居の存在する地域の常住人口とされる。

人口集中地区（D I D）（じんこうしゅうちゅうちく）

国勢調査の結果に基づき、その調査区を基礎単位として用い、市町村の境域内で人口密度の高い調査区（原則として人口密度が1㎢当たり約4,000人以上）が隣接し連担し

た区域全体の人口が 5,000 人以上となる区域をいう。

親水空間（しんすいくうかん）

地域住民等が河川、海岸、水路等の水に親しむことができる場を立体的・空間的に呼称したもの

森林（しんりん）

一般的には、集団となって生育している木竹及びその土地（林地）であるが、宮城県国土利用計画では、森林法にいう国有林と民有林の合計である。なお、現在木竹が生育していなくても、将来的に木竹の集団的生育に供される土地（例えば植林前の伐採跡地）は森林に含まれる一方、農地や宅地等にある樹林地は森林に含まれない。

森林資源（しんりんしげん）

資源としてみた場合の森林をいう。物的存在としての森林に対し、森林資源とは、原料・材料をはじめ保健休養、森林環境教育など人間にとっての利用価値の意味を込めた用語。

水系（すいけい）

地表の水の流れの系統である。河川の本流及び支流に加え、人工的に開削された水路、運河等も含む流域全域にわたる網の目のような水流組織をいう。

水面・河川・水路（すいめん・かせん・すいろ）

一般的には、陸域において通年水面のみられる部分であるが、宮城県国土利用計画においては、水面は湖沼（天然湖沼及び人造湖）とため池の満水時の水域部分、河川は河川法による一級河川、二級河川及び準用河川の河川区域、水路は農業用排水路として

生活環境（せいかつかんきょう）

日常生活の安全性、住宅の快適性、自然の豊かさ、文化活動の活発さや交流機会の多さなど、我々の日常生活を取り巻く環境をいう。

生活関連施設（せいかつかんれんしせつ）

学校、病院、公民館、公園、図書館等の教育、厚生、福祉、文化施設、スーパーマーケット、食堂等の消費施設、交通施設その他の都市基盤施設をいう。

成熟化社会（せいじゅくかしゃかい）

量的拡大のみを追求する経済成長が終息に向かう中で、精神的豊かさや生活の質の向上を重視する社会をいう。

生態系（せいたいけい）

生物とそれを取り囲む環境を一つの物質循環系としてとらえたもの。生物群集と無機的環境とが織りなす物質系の概念。

生態系ネットワーク（せいたいけいねっとわーく）

保全すべき自然環境やすぐれた自然条件を有している地域を核として、ラムサール条約等の国際的な視点や生態的なまとまりを考慮した上で、森林、農地、都市内緑地・水辺、河川及び海とそれらの中に分布する湿原・干潟・藻場等が有機的に繋がっている状態をいう。これを形成することが自然の保全・再生を図るための手法の一つとなっている。

世帯（せたい）

住居と生計を共にするか異にするかという観点からみた人間集団の単位をいう。一般世帯と施設等の世帯に区分される。

その他の宅地（そのたのたくち）

宮城県国土利用計画では、宅地のうち住宅地及び工業用地のいずれにも該当しない土地をいう。事務所、店舗用地や家屋面積の10倍を超える部分の宅地等がこれに含まれる。

ソフト化（そふとか）

装置や施設（ハードウェア）を主体とした追求から、その利用技術（ソフトウェア）を主体とした追求へと経済社会活動の目的が移っていく流れをいう。サービス化と併せて用いられることが多い。

【た行】

大規模集客施設（だいきぼしゅうきゃくしせつ）

都市計画法の特典大規模建築物と同義。床面積1万㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等を指す。

高盛土（たかもりど）

沿岸部においては、防潮堤の背後にある道路などを盛土構造にし、内陸部の津波被害を軽減する方法。

宅地（たくち）

一般的には住宅地の意味で用いられることもあるが、宮城県国土利用計画における宅地とは、土地登記上宅地とされた土地、すなわち、建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地をいう。したがって、住宅地以外に、工業用地、事務所用地、店舗用地等が含まれる。

多重防御（たじゅうぼうぎょ）

数十年から百数十年に一度程度発生する比較的頻度の高い津波に対しては、防潮堤などの一線堤で防御し、それ以上の防潮堤を越えてくる最大クラスの津波に対しては、防潮堤背後の道路などを盛土構造にして津波を減衰させ、津波被害の軽減を図ろうとするもの。

地域材（ちいきざい）

一定の地域内（必ずしも同一県内に限らない。）において生産及び加工される木材のこと。

地域整備施策（ちいきせいびせさく）

地域の生活条件や生産条件、自然環境等を整備し、総合的な居住環境等の向上のために行われる施策を総称したもの。

治山施設（ちさんしせつ）

土砂崩壊や土砂流出、地すべり等を防止するために設置される堰堤等の施設。

治水施設（ちすいしせつ）

洪水、高潮等による災害の発生を防止し、河川が適正に利用され、流水の正常な機能を維持増進するための堤防、ダム、砂防施設等。

定期借地権制度（ていきしゃくちけんせいど）

更新がなく、定められた契約期間で借地関係が終了するという借地権（定期借地権）を制度化したもので、具体的には、期間が50年以上とされている一般定期借地権、30年以上とされている建物譲渡特約付借地権、10年以上50年未満とされている事業用借地権の3類型がある。

低炭素社会（ていたんそしゃかい）

生活の豊かさの実感と温室効果ガス排出削減が同時に達成できる社会。具体的には、社会の隅々まで環境に対する配慮と技術が浸透し、従来からの技術や新しい革新的技術の普及により、環境保全と両立しながら豊かな生活と経済成長が確保できる社会。

低未利用地（ていみりようち）

土地利用がなされていないもの又は個々の土地の立地条件に対して必ずしも有効な土地利用がなされていないものをいう。具体的には、住宅、工場跡地等の空き地や耕作放棄地が挙げられる。

都市（とし）

人々が密集して生活及び生産活動を展開している地域。

宮城県国土利用計画では、おおむね市街地（人口集中地区）及び計画期間中に市街地化すると考えられる地域を想定して用いている。

都市構造（としこうぞう）

都市の輪郭、街路網、土地割、家屋密度、建造物等から構成される形態構造、都市の内部地域、外縁地域、管理業務地域、商業地域、工業地域、住宅地域等から構成される機能地域構造など都市の空間的な地域構造をいう。

都市的土地利用（としてきとちりよう）

住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路など、主として人工的施設による土地利用をいう。

都市福利施設（としふくりしせつ）

中心市街地の活性化に関する法律の「都市福利施設」と同義であり、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設その他の都市の居住者等の共同の福祉又は利便のため必要な施設をいう。

土壌汚染調査（どじょうおせんちょうさ）

土壌汚染対策法第3条又は第4条に基づき、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地であった土地又は土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地において行う土壌の特定有害物質による汚染の状況に関する調査。土地所有者等（所有者、管理者又は占有者）が、環境大臣指定の調査機関に依頼して行うこととされている。

土地基本調査（とちきほんちょうさ）

我が国の土地の所有・利用構造を総合的に把握するため、土地基本法に基づき行われる全国の法人及び世帯を対象とする大規模な統計調査。

本調査により、全国の法人や世帯の土地の所有や利用の状況、土地所有者の属性、土地取得時期、取得方法等が明らかにされている。

土地利用の整序化（とちりようのせいじょか）

農地や宅地等の土地利用において、さまざまな手法活用により集積・再配置などを行

うこと。

【な行】

内陸部（ないりくぶ）

本計画において、県内市町村のうち仙台市（青葉区・太白区・泉区）、登米市、栗原市、大崎市、白石市、角田市、涌谷町、美里町、加美町、色麻町、大郷町、大和町、富谷町、川崎町、村田町、蔵王町、柴田町、大河原町、七ヶ宿町、丸森町、大衡村の3区、20市町村をいう。（⇔沿岸部）

二次的自然（にじてきしぜん）

人間の働きかけと自然の循環システムとの相互関係によって形成された半人工的な自然であり、農林業的土地利用が行われている地域の自然がその代表的なものである。

熱環境改善（ねつかんきょうかいぜん）

緑地・水面等を効率的に配置することにより、ヒートアイランド現象を改善すること。

なお、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆に伴う自然的な土地の被覆の減少、冷暖房等の人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をヒートアイランド現象という。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）といわれる。

農業生産基盤（のうぎょうせいさんきばん）

農業生産に必要な農用地、農業用排水施設、農道等の固定資本（土地に固定された施設の蓄積）をいう。

農業生産法人（のうぎょうせいさんほうじん）

農業経営を行うために農地や採草放牧地を取得できる法人であり、農地法第2条第7項の要件すべてを満たしていることが条件となる。

農業用排水路（のうぎょうようようはいすいろ）

農業用水を供給し、排水するための水路。かんがい時には堰上げにより水位を上昇させ、排水時には堰をはずし、水位を下げるなど水位をコントロールしながら同一の水路を用水、排水両方に用いる場合と、用水、排水を分離してそれぞれ専用の水路を用いる場合がある。

農山漁村（のうさんぎょそん）

自然的地域のうち、人為的な影響が強く、また、恒常的であるため、自然の循環システムがやや変節した形で機能している地域をいう。また、この場合、住宅が密集している集落等も農山漁村に含まれる。

農地（のうち）

広義には農業に用いる土地全般を指すが、宮城県国土利用計画では農地法第2条第1項の農地、すなわち耕作の目的に供される土地であって、畦畔を含み、作物統計において「田」及び「畑」とされているものをいう。

農地中間管理事業（のうちちゅうかんかんりじぎょう）

農地中間管理機構が農地所有者と農業経営者の間に立ち、農地の中間的な受け皿となって賃借を進めることにより、担い手への農地集積・集約化を図る事業。

農道（のうどう）

農産物及び営農資材の輸送並びに営農活動の効率化のため、農村地域に設けられた道路宮城県国土利用計画では、ほ場内農道及びほ場外で「市町村道路台帳」に記載された農道を指す。

農用地（のうようち）

農業生産に利用される土地で、宮城県国土利用計画では、農地法第2条第1項の農地及び採草放牧地をいう。（ただし、現況把握における区分については、「採草放牧地」を「原野等」に含めることとして整理されている。）

なお、農用地をその良好な環境形成機能に着目して表現する場合、これを生産緑地とすることがある。

【は行】

非可住地域（ひかじゅうちいき）

災害リスクが大きいなど居住可能な条件を失った地域。

不在村化（ふざいそんか）

所有する森林や農地等とは別の市町村に居住すること。

文教施設（ぶんきょうしせつ）

学校、図書館など国民の教育、文化の向上に資する施設をいう。

閉鎖性水域（へいさせいすいいき）

湖沼・内湾・内海など水の出入りが少ない水域。一般に水質汚濁が進行しやすい。

保安林（ほあんりん）

水源のかん養など特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。

防災拠点（ぼうさいきょてん）

災害時に災害対策活動の拠点となる施設である。国レベルの施設である広域防災基地から自主防災組織のための防災センター等まで、対象とする範囲により様々な形態がある。

防災施設（ぼうさいしせつ）

雨量、水位等の観測予報施設、堤防、擁壁等国土保全のための施設、行政用無線施設等通信連絡用施設、排水施設、緊急避難所、水防倉庫等救護、保安のための施設など災害の防止に関する施設。

防災林（ぼうさいりん）

森林の防災機能を利用し災害防止の役割を課した森林で、保安林のうち、特に水害防備林、なだれ防止林、防潮林、防風林、飛砂防備林、防霧林などの局所防災的なもの。

防潮林（ぼうちょうりん）

海岸において津波、高潮、潮風等の防止を目的に造成または維持管理されている森林。

【ま行】

街並み景観（まちなみけいかん）

地形や自然環境、建築物、街路等の街並みの構成要素が総体として生み出す外観をいう。

水環境（みずかんきょう）

水を中心にとらえた環境をいう。水質、水量、水生生物及び水辺地を含む概念であり、この場合の環境とは、特に人間に豊かな恵みをもたらすものとしてとらえている。

水資源開発（みずしげんかいはつ）

通年、安定的に供給できる水の量を増加させることをいう。ダムや河口堰等により貯水池を作り、そこに貯めた水を降水の少ない時期に放流して水供給の安定化を図ることから、これらの施設及び貯水池のための用地が必要となる。

水辺空間（みずべくうかん）

川辺、湖畔、海岸など水際の空間をいう。

面源負荷（めんげんふか）

汚濁物質の排出ポイントが特定しにくく、面的な広がりをもつ市街地、農地、森林等からの負荷。

目標年次（もくひょうねんじ）

計画の最終目標を設定した年次

【や行】

優良農地（ゆうりょうのうち）

土地生産力が高く、かつ、少なくとも数 10ha 以上の規模で集団化していて労働生産性の向上に期待がもてる農地又は農業に対する公共投資の対象となった農地をいう。

ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

【ら行】

ライフライン

「生活の幹線、すなわち都市生活を営む上での命綱」（Duke, 1975）と定義されるものであり①公共性が高い、②システムやネットワークが形成されている、③物資・情報等の伝達機能を有している等の特徴を有している。

具体的には、電気、ガス、上下水道、交通及び通信といった狭義の施設とこれらに工業用水道、廃棄物等の処理システム、農業用ため池、空港等を加えた広義の施設があるが、宮城県国土利用計画では、主として狭義の施設を対象としている。

流域（りゅういき）

集水域と同義であり、水系を取り囲む分水嶺で区画された範囲をいう。

緑地（りょくち）

樹林地，草地，水辺地等が単独で，又は一体となって，良好な自然環境を形成しているものをいう。

緑地帯（りょくちたい）

環境保全等を目的として道路沿いや空港周辺等に設置されている一群の樹林地をいう。

緑地・水辺景観（りょくち・みずべけいかん）

緑地景観とは，都市公園，都市近郊林等の緑を中心とした空間により形成される景観をいう。また，水辺景観とは，河川等の水辺を中心とした空間により形成される景観をいう。

林道（りんどう）

林産物の輸送など，森林の管理・経営の改善のために，森林の内外を通じて築設された道路。宮城県国土利用計画では，国有林道及び民有林道のうち，林道規定（林野庁長官通達）第4条の自動車道。

レクリエーション用地（れくりえーしょんようち）

県民のレクリエーション活動に供される土地。宮城県国土利用計画では，観光白書の「公的観光レクリエーション地区」，「公的観光レクリエーション施設」及び「民間観光レクリエーション施設」を用いている。

路網の整備（ろもうのせいび）

間伐や除伐など森林の手入れや管理が効率的かつ効果的に行われるよう，林道や作業道（林道の途中から枝分かれする等により補完する簡易な構造の道）等を整備すること。